

【K】令和4年度「世界に伍するジュニアアスリート事業」実施要項

1 目的

将来、世界大会等への出場可能性が高いが、十分な支援が行き届いていないジュニアアスリート個人に対し、海外遠征等の強化活動にかかる経費を負担するなど、積極的な強化活動を支援し、もって本県競技力の向上を図る。

2 補助対象者

県スポーツ協会加盟団体うち、以下の8競技団体から推薦された県内で活動している中学生及び高校生選手。
※令和4年度現在、中学校及び高等学校に在籍している選手から40名程度

①ソフトテニス ②軟式野球 ③相撲 ④弓道 ⑤剣道 ⑥銃剣道 ⑦なぎなた ⑧ボウリング

オリンピック競技となっている32競技団体及びジュニア育成を行っていない1競技団体を除く上記の団体

3 推薦基準及び補助対象活動

世界大会等に出場する可能性が高く、県内で活動している中学生及び高校生選手。

(例：日本代表(候補含む)、年代別日本代表、全国大会上位入賞者)

補助対象者が競技力向上を図るために行う強化活動。

指導者やトレーナー等の帯同者の旅費については、原則1名分まで補助の対象とする。

4 指定期間

推薦選手決定から令和5年3月末まで

5 推薦調査期間

令和4年3月7日(月)から令和4年3月24日(木)まで

5 補助額

事務局で精査のうえ、決定する。

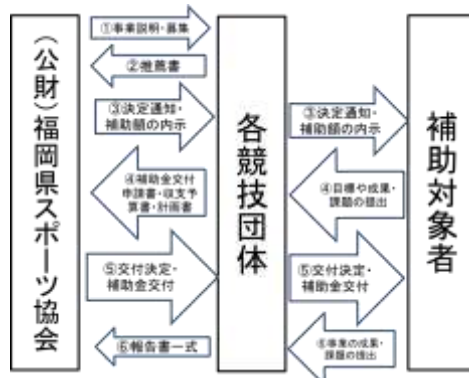
6 補助対象経費

謝金、旅費(交通費・宿泊費)、需用費、役務費、使用料及び賃借料

7 各競技団体への補助金の交付決定及び通知について

公益財団法人福岡県スポーツ協会補助金交付要綱による。

8 事業の流れ (スキーム図)



9 留意事項

- (1) 各競技団体が競技者を選考し、推薦書を提出すること。競技実績の対象期間は、平成30年4月から令和4年3月までとする。推薦人数の制限はしないが推薦順位を必ず付けること。
- (2) 補助対象者の効果的な事業となるよう競技団体は事業実施前までに計画書を作成し、事務局に提出すること。
- (3) 海外遠征を実施する場合は、事業実施2か月前までに様式25、様式25-1を提出し、事務局と協議すること。
- (4) 事業前に必ずスポーツ傷害保険に加入すること。
- (5) 領収書の原本並びにスポーツ傷害保険証書(証書写しでも可)を提出すること。
- (6) 押印の取扱いについて、様式24「補助金交付申請書」は、「署名又は記名押印」、様式26-4「謝金領収書」は、「署名又は押印」で事務処理し、様式23「推薦書」、様式26「補助金実績報告書」は、公印(押印)不要で事務処理すること。